

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立安土城考古博物館	
所管課	観光文化スポーツ部 文化財保護課	
現行指定管理者	(公財)滋賀県文化財保護協会	
設置年月	平成4年4月	
所在地	近江八幡市安土町下豊浦6678	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため設置する。	
施設概要	敷地面積：67,836.5㎡ 〈博物館〉 延床面積5,846㎡ 第1常設展示室、第2常設展示室、企画展示室、特別収蔵庫、セミナールーム等 〈屋外展示〉 旧宮地家住宅、旧柳原学校校舎、旧安土巡査駐在所 〈その他〉 近江風土記の丘第1収蔵庫、第2収蔵庫、第3収蔵庫	
管理経費(令8見込額)		190,873,100円
財源内訳	利用料金収入(令8見込額)	32,670,000円
	指定管理料(令8予算額)	144,446,000円
	その他収入(令8見込額)	13,757,100円
指定管理者 制度選考方針	経過	平成17年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H18.4.1～H23.3.31) 平成22年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H23.4.1～H28.3.31) 平成27年度に指定管理者を非公募、期間は5年間(H28.4.1～R 3.3.31) 令和2年度に指定管理者を公募、期間は5年間(R 3.4.1～R 8.3.31) 令和7年度に指定管理者を非公募、期間は1年間(R 8.4.1～R 9.3.31)
	方針	・施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るにあたり、公開承認施設としての機能確保を担保したうえで、最も適正な指定管理者を選定するため、公募により実施する。 ・事業の企画、人材育成、サービス提供の継続性が必要であることから、指定期間は5年間とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間
滋賀県指定管理者等選定委員会博物館部会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	・稲田 ますみ(弁護士) ・大橋 松行(滋賀県立大学名誉教授) ・北川 央(九度山・真田ミュージアム名誉館長) ・豊原 弘行(公認会計士) ・松岡 久美子(近畿大学文芸学部教授)	
備考	博物館本館2階のセミナールームにおいては、引き続きネーミングライツパートナーの募集を行う。	

1 滋賀県立安土城考古博物館概要

- ・平成4年に開館した安土城と織田信長、戦国時代をテーマとする歴史博物館。
- ・令和7年3月に第1常設展示室にシアターを設置し、リニューアルオープンを行った。

<第1常設展示室>

* 安土城天主をイメージした八角形のシアターに高精度CG映像を上映します。



<第2常設展示室>

* 日本の城郭の歴史と安土城跡の発掘調査成果、城主・織田信長について展示しています。



<企画展示室>

* 城郭や戦国時代に関する展示を中心に、考古資料や古文書、美術工芸品を活用した年2回の特別展や、様々な企画展を開催しています。



<近江風土記の丘>

* 近江の歴史と文化を心ゆくまで満喫できるように、歴史的風土豊かな安土城跡の近くに造られた歴史公園。(旧宮地家住宅などを屋外展示)



2 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月16日	常任委員会（募集方針の説明）
7月	第1回指定管理者選定委員会（募集要項の審査）
7月～	募集開始
10月	第2回指定管理者選定委員会（指定管理者候補者の決定）
11月	11月定例会議で議案の提出（指定管理者の議決）
令和9年3月	基本協定締結
4月～	指定管理開始（5年間）